3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する。

その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や、契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案（例：現場打ちをプレキャスト製品に変更するなど）は不採用とする。

後述の⑷④の技術提案については、詳細設計において検討する対面通行規制期間の短縮が期待できる検討事項内容を提案する。提案の採用については、詳細設計において検討を行い決定する。

・工費の算出に当たっては、評価項目④の提案内容を考慮してはならない。
・評価項目①～③において提案した内容の履行が不可能となる提案は不採用とする。

⑶　技術提案書の記載に関する事項

①　技術提案は、入札価格の範囲内で無理なく実現できることが前提であり、発注者が過度なコスト負担を要する「過度な技術提案」と判断した場合には、「不採用」とする場合がある。本工事における過度な技術提案例としては、下記の事例を想定している。

・技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案
・セメントの種別を変更する提案
・混和剤を添加等する提案
・コンクリート表面保護工として含浸材などを塗布する提案
・ＰＣ鋼材や鉄筋・クラック防止シート等を追加配置する提案
・エポキシ鉄筋やステンレス筋などに変更する提案
・真空脱水工法の提案
・交通保安要員を追加配置する提案
・クレーン架設工法を他の工法に変更する提案

②　評価項目①～④に対する提案数は、それぞれ最大３提案までとする。なお、３提案を超えている場合、その評価項目に関するすべての提案を不採用とする。

③　技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。この場合、技術提案の評価は行わない。

④　技術提案書は所定の様式により各評価項目にＡ４サイズ片面１枚に収めるものとし、文字サイズ10ポイント以上で簡素かつ要領よく記述するものとする。なお、技術提案書には説明用資料を添付できるが、評価は、技術提案書に記載された内容で行う。

⑤　所定の枚数を超えている場合、提案書の本文１行あたりの文字数が48文字を超えている場合、または、１ページあたりの行数が42行を超えている場合、その評価項目に関するすべての提案を不採用とする。

⑥　１提案に記載できる技術提案の内容は、２行以内、１行あたりの文字数は48文字以内とし、この内容を評価の対象とする。なお、提案内容の記載にあたっては、目的及び実施する内容並びに施工箇所等を具体的に記載することとし、単なる実施内容の羅列は加点しない。２行を超える技術提案もしくは１行あたり48文字を超える技術提案は不採用とする。

⑷　評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、各評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。

工事目的物の性能・機能に関する事項

①　プレキャストＰＣ床版・プレキャスト壁高欄の製作・輸送段階の品質管理　共通仕様書、構造物施工管理要領及び設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価

社会的要請に関する事項

②　輻輳する現場内の安全対策（③に関するものは除くものとする）　共通仕様書及び設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価

③　高所作業の安全対策　共通仕様書及び設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価

④　詳細設計において検討する対面通行規制期間の短縮が期待できる検討事項の提案　共通仕様書及び設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優　標準案に比べ、非常に優れているもの。
良上　良に比べ、やや優れているもの。
良　標準案に比べ、優れているもの。
良下　標準案に比べ、やや優れているもの。
可　標準案又は標準案と同等であるもの。

⑸　評価点の付与方法

【判定方式】　評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

品質管理

①　プレキャストＰＣ床版・プレキャスト壁高欄の製作・輸送段階の品質管理

・技術評価点（30点）優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点

安全対策

②　輻輳する現場内の安全対策（③に関するものは除くものとする）

・技術評価点（30点）優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点

③　高所作業の安全対策

・技術評価点（20点）優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点

工程管理

④　詳細設計において検討する対面通行規制期間の短縮が期待できる検討事項の提案

・技術評価点（20点）優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点

⑹　落札者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　総合評価点　（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）　αの値は「0.2」とする。

②　技術評価点　各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③　価格評価点　０　（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
（（Ｐ／Ｌ×100）－50）／（Ｘ／Ｌ－0.5）　（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）
100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）

ここに、Ｐ　入札書に記載の価格（入札価格）
Ｌ　契約制限価格
Ｘ　調査基準価格以上の最低入札価格
Ｓ　調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

⑺　上記⑹において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑻　契約金額の決定方法　落札者の提示した入札価格に対して、技術提案の対象外の範囲について技術提案協議を行い、技術提案協議完了後の価格を契約金額とする。

⑼　総合評価提案の履行に関する事項　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。